

製品カテゴリールール（PCR）
（認定 PCR 番号：PA-123631-BR-03）

対象製品：熱硬化性樹脂化粧板【第3版】

Product Category Rule for
“Decorative laminates”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「熱硬化性樹脂化粧板」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より5年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023年9月1日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名：山岸 健 所属：一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-123631-BR-03	2023年9月1日	改訂： 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-123631-BR-02	2023年1月6日	改訂：プログラム運営者住所変更
PA-123631-BR-01	2022年7月12日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「熱硬化性樹脂化粧板」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「熱硬化性樹脂化粧板」を対象とする。この PCR で対象とする「熱硬化性樹脂化粧板（以下、「化粧板」と記す。）」とは、主に表面層、化粧層(意匠層)、基材層(コア層)を積層させ、熱及び圧力で結合させた板を指す。
2-2	機能	豊富な色柄・仕上げ、耐熱性・耐水性・耐摩耗性等に優れた高い表面物性、優れた加工性・施工性といった特徴があり、主にテーブル・家具・什器・パーティションの表面材、または建物の壁等に用いる仕上げ材の提供
2-3	算定単位 (機能単位)	1m ² あたり
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体（中身および容器包装） 容器包装は提供先(施工業者等)の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	2022 年 7 月現在、引用する PCR はない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>【用語および定義】</p> <p>○表面層 表面層は、製品表面、或いは裏面、またはその両方に、化粧層を保護する目的で用い、主に表面基材(繊維質のシート材料：例えば紙等)、表面層用樹脂(熱硬化性樹脂、場合によっては機能付与するための添加剤も含む)からなる。化粧層の保護を必要としない仕様では使用しない場合もある。</p> <p>○化粧層(意匠層) 化粧層は、製品表面、或いは裏面、またはその両方に、意匠を付与する目的で用い、主に化粧基材(繊維質のシート材料：例えば紙等)、化粧層用樹脂(熱硬化性樹脂、場合によっては機能付与するための添加剤も含む)からなる。</p> <p>○基材層(コア層) 主に基材(繊維質のシート材料：例えば、紙等)、基材層用樹脂(熱硬化性樹脂、または熱硬化性樹脂を含むスラリー、熱可塑性樹脂等)からなる。</p> <p>○製品の厚さ(規格値) 厚さ中心値と許容差とする。 (例) 厚さ中心値：0.95 mm、許容差：±0.11 mm の製品厚さ(規格値)は、 0.95±0.11mm と表記する。</p>

5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	次のライフサイクル段階を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 ・建設段階 ・廃棄リサイクル段階
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの1%まで ・再生不可能な1次エネルギー使用量の1%まで ・単位プロセスの総投入量の1%まで （原材料としての水や再生材などの低環境負荷材を除いた重量に対して、1%以内） <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量、質量および環境影響の最大5%まで ただし、有害性および毒性を有する物質は、全質量の1%以下であってもカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 </p>
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 ・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。 </p>
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>

		<p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>															
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>															
6-8	その他	<p>【シリーズ製品の取り扱い】 シリーズ製品の算定方法を附属書 C（規定）に定める。</p> <p>【表面層樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の使用量（活動量）の算定方法】 表面層樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の使用量(活動量)を附属書 D（規定）に定める。</p>															
7	製造段階に適用する項目																
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセスであり、 ①「表面基材、化粧基材、基材」の製造に係るプロセス ②「表面層樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造に係るプロセス ③「梱包材」の製造に係るプロセスを含む</p> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <p>【A3】 製品の生産に係るプロセス</p>															
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <p>①「表面基材、化粧基材、基材」の製造に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「表面基材、化粧基材、基材」製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「表面基材、化粧基材、基材」の製造原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の原材料（モノマー、溶剤、樹脂、上水、添加剤）等」製品生産サイトへ投入される樹脂の製造に要する各原材料の量 もしくは、「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の量</td> <td>一次</td> <td>「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の製造に要する各原材料」の製造原単位もしくは「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造に要する各原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「表面基材、化粧基材、基材」製品生産サイトへの投入量	一次	「表面基材、化粧基材、基材」の製造原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の原材料（モノマー、溶剤、樹脂、上水、添加剤）等」製品生産サイトへ投入される樹脂の製造に要する各原材料の量 もしくは、「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の量	一次	「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の製造に要する各原材料」の製造原単位もしくは「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の製造原単位	「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造に要する各原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「表面基材、化粧基材、基材」製品生産サイトへの投入量	一次	「表面基材、化粧基材、基材」の製造原単位															
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の原材料（モノマー、溶剤、樹脂、上水、添加剤）等」製品生産サイトへ投入される樹脂の製造に要する各原材料の量 もしくは、「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の量	一次	「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の製造に要する各原材料」の製造原単位もしくは「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂等」の製造原単位															
「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造に要する各原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」輸送原単位															

「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位
「副資材（生産用資材、薬品等）」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位
「副資材（生産用資材、薬品等）」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「排出物等」 ※2		
③「梱包材」の製造および輸送に係るプロセス		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「梱包材」	一次	「梱包材」 製造原単位
【A2】「表面基材、化粧基材、基材」、「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」および「梱包材」の輸送に係るプロセス		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「表面基材、化粧基材、基材」、「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」、「梱包材」の製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
【A3】製品の生産に係るプロセス（サイト間輸送を含む）		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位

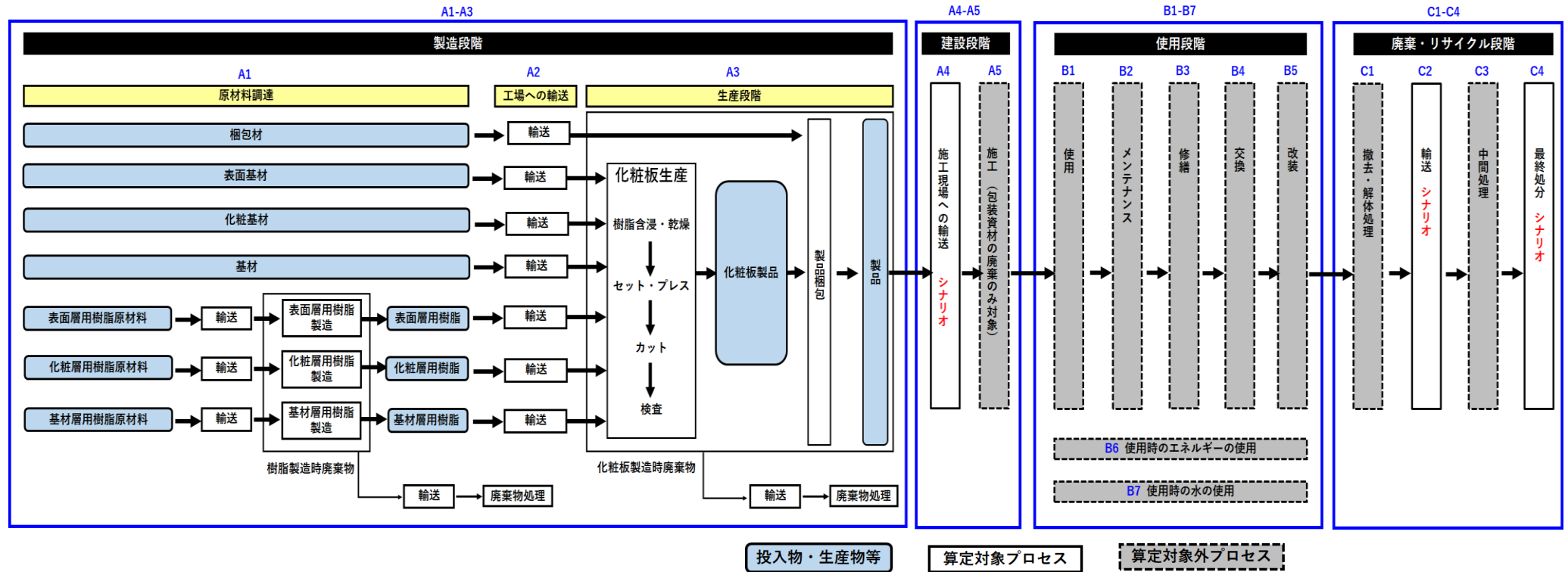
		「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位									
		「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位									
		「廃棄物等」 「廃水」 ※2											
		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「燃費」 輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「輸送重量」 <p>※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本体の中身」の生産量 「共製品」の生産量 			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位											
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位											
7-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>【A1】②の製品生産サイトへ投入される「表面層用樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂」の製造プロセスについては、一次データを収集することが望ましい。</p> <p>ただし、社外から調達する場合においては、その製造に係る詳細な一次データの収集が困難であることが少なくない。よって、社外から得られた製造に関する一次データの収集項目の網羅性が十分でない場合、適宜二次データで補完することを認める。</p>											
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
8	建設段階に適用する項目												
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス</p> <p>【A5】 施工に係るプロセスは、多岐にわたるため対象外とする</p>											
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。											

		<p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量</td> <td>二次 または シナリオ</td> <td>「副資材（輸送用資材）」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「副資材（輸送用資材）」 製造原単位	「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「副資材（輸送用資材）」 製造原単位															
「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																	
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
9	使用段階に適用する項目																
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>使用段階に含まれるプロセスには以下があるが、化粧板については施工後廃棄するまでに環境影響がほとんどないため、対象外とする。</p> <p>【B1】 使用に係るプロセス 【B2】 メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B3】 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む） 【B4】 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B5】 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B6】 製品使用時のエネルギーの使用 【B7】 製品使用時の水の使用</p>															
9-2	データ収集項目	対象外															
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外															
9-4	シナリオ	対象外															
9-5	その他	対象外															
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス</p>															

		<p>【C1】撤去・解体に係るプロセスはライフサイクル全体への寄与が低いため対象外とする</p> <p>【C3】使用済み製品の中間処理プロセスはライフサイクル全体への寄与が低いため対象外とする</p>												
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【C2】使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」、「梱包材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C4】廃棄物処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」、「梱包材」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」、「梱包材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」、「梱包材」 処理方法ごとの排出量	一次	「各処理方法」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「使用済み製品」、「梱包材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「使用済み製品」、「梱包材」 処理方法ごとの排出量	一次	「各処理方法」 処理原単位												
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
10-4	シナリオ	特に規定しない。												
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目）													
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
12	宣言方法													
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積あたりの質量 (kg/m²) ・主要な製造サイト名 <p>【推奨記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の厚さ(規格値) 												
12-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。 ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント 												

12-3	エコリーフ ライフサイクルインベントリー分析 関連情報	<p>【必須記載事項】 以下の内容について、結果を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="512 219 1439 506"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m³</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m ³	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能資源	kg	-																		
非再生可能資源	kg	-																		
淡水の消費	m ³	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する 構成成分	以下の内訳を質量のパーセンテージ (%) で記載する 樹脂、無機充填剤、繊維質基材(紙、ガラス繊維)、その他																		
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1" data-bbox="464 748 1487 958"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。									
項目名	単位	備考																		
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。																		
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。																		
12-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数 (第 5 次報告書・IPCC 2013) の結果を公開する。																		
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送シナリオの概要を記載する ・施工及び使用段階は、算定に含まれていない旨を記載する。 																		
12-8	その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1" data-bbox="459 1279 1492 1469"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS 番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコデザインシステム情報 (ISO14001 認定工場等) ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報 (FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等) 	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」											
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等																		
「物質名」																				
「物質名」																				
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。 ・エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。 <p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。 																		

附属書A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図（参考）



※電力・燃料・水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略
 ※このフロー図は一般的な化粧板のライフサイクルの概要を示したものである。
 個別製品の算定に際しては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること。

附属書 B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

個別製品分野に応じて、適切な輸送手段・距離等の設定を行う。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 海外における陸送距離:500 km
- ・ 港→港:港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
建設段階	施工現場への 製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default

附属書C シリーズ製品における環境負荷の推計方法（規定）

下記にシリーズ製品の環境負荷の推計方法を示す。

D-1. 表面仕上げの違い、及び表面に特殊な機能(防指紋、抗菌機能など)を付与したシリーズ製品に関する環境負荷

化粧板はプレスの際に、様々な凹凸や艶を有するプレス用プレート（金属板等）を表面に当てることで、そのプレス用プレートの凹凸(エンボス)や艶が転写される。そのような表面仕上げの違いに関しては、環境負荷が5%以下である製品については、同じシリーズ製品として取り扱う。また、化粧板には消臭や抗菌、防指紋といった機能を表面に付与した製品があるが、代表製品と比較して環境負荷が5%以下である製品については、同じシリーズ製品として取り扱う。

D-2. 色柄違いのシリーズ製品に関する環境負荷

化粧板には、木目や石目、単色など豊富な色柄の製品がある。そのような色柄違いに関しては、環境負荷が5%以下である製品については、同じシリーズ製品として取り扱う。

D-3. 厚み違いのシリーズ製品に関する環境負荷値の推計

化粧板には同じ品種の中にも様々な厚みがある。厚み違いの化粧板の環境負荷は、基材の重量と相関があり、3点の基材重量で環境負荷を算定した回帰分析により、以下の式で表現する。

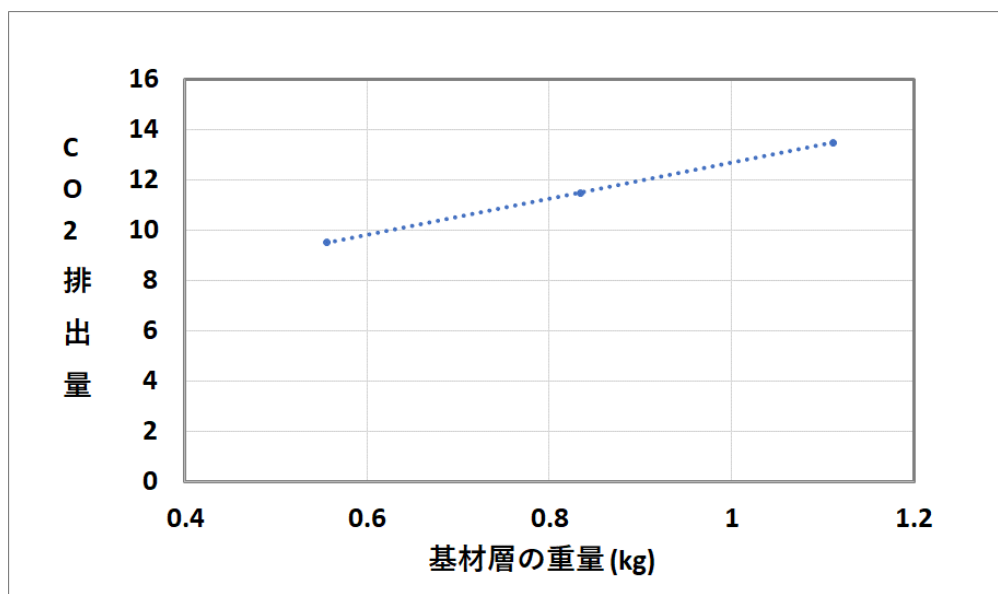
$$\text{環境負荷} = A \times W + B$$

A：シリーズごとに設定される定数（回帰分析による一次関数の傾き）

B：シリーズごとに設定される定数（回帰分析による一次関数の切片）

W：基材重量

（例：CO₂排出量の場合）



附属書 D 表面層樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の使用量（活動量）（規定）

表面層樹脂、化粧層用樹脂、基材層用樹脂の使用量は、下記式で計算を行う。

尚、原単位として IDEA 等の値を使用する場合でも製造に使用する樹脂の固形分で割り戻した量で環境負荷を計算する。

※樹脂固形分が不明の場合は、固形分を 50%として計算を行う。

$$\text{樹脂の使用量 (kg)} = \frac{\text{基材の重量(kg)} \times \text{樹脂率(\%)}}{\text{樹脂の固形分 (\%)} \times \text{収率(\%)}}$$

基材の重量：表面基材もしくは化粧基材もしくは基材の重量

樹脂率：基材に対する樹脂含有率

樹脂の固形分：絶対乾燥状態での樹脂成分の割合

収率：投入された全ての原材料(濃縮工程を含む場合は除去された溶媒も含む)に対しての収量